# 国民国家の始原

―ジョン・フォーテスキューの政治理論についての一考察―

深澤民司

目 次

- 1. はじめに
- 2. フォーテスキュー研究への視角
- 3. 王的権力と政治的権力
- 4. 王的支配と王的・政治的支配
- 5. おわりに――国民国家論の原型

#### 1. はじめに

グローバル化の進展がはっきりと目に見えるものになり、「国民国家の 揺らぎ」が問題になってから入しい。国家とは何か、国民とは何か、国家 や国民の存在価値を称揚するナショナリズムとは何か、そしてこれらはど のように変化し、それらに代わるものがいかなるかたちをとるのか、これ らの問題に多くの研究が取り組み、枚挙に遑が無いほど優れた成果をあげ てきた。だが、国民国家とは何かについて誰もが納得する明確な論理が構 成されたとは思えない。本稿は、このような問題関心に基づいて、中世末 期のイングランドで活躍した法律家ジョン・フォーテスキューの政治理論 に照準し、国民国家の起源を政治思想史のなかで探ることを目的としてい る。

フォーテスキューの経歴と作品については、フォーテスキューの子孫であり、『自然法の本質ならびに諸王国の継承におけるそれの至高の判定に

ついての小論』(以下、『自然法論』と略)といくつかの小作品を校訂・編集・翻訳し、ノルマン・コンクェスト以来のフォーテスキュー家の歴史を調べた『フォーテスキュー家の歴史』とともに、1869年に『ジョン・フォーテスキュー著作集』として出版したクレアモント卿トマス・フォーテスキューが、その後の研究の定本となる詳細な紹介と解説をその本のなかで著している(1)。その後、イングランド史家チャールズ・プラマーが校訂・編集し、1885年に刊行したフォーテスキュー著『イングランドの統治』のなかで、プラマーが歴史的背景とともにフォーテスキューの伝記を書いている(2)。また、S・B・クライムズは、彼が校訂・編集・翻訳して1942年に刊行したフォーテスキュー著『イングランド法の礼賛について』のなかで、それまでの研究成果や新しい資料を踏まえて、その作品の詳細な来歴や歴史的意義についての考察とともに、フォーテスキューの経歴を論じている(3)。日本では『イングランド法の礼賛について』を共訳している北野かほる氏が「解説」のなかで、主としてクライムズの研究に依拠して、フォーテスキューの経歴を詳細に論じている(4)。また、その作品の共訳

<sup>(1)</sup> Thomas (Fortescue) Lord Clermont, "Life of Sir John Fortescue," in The Works of Sir John Fortescue, Knight, Chief Justice of England and Lord Chancellor to King Henry the Sixth, now first collected and arranged by Lord Clermont, The Lawbook Exchange LTD, 2009 (originally published: Printed for Private Distribution, 1869), vol. I. pp. 3–52.

<sup>(2)</sup> Charles Plummer, "Introduction," in Sir John Fortescue, The Governance of England: Otherwise Called the Difference between an Absolute and a Limited Monarchy, edited with Introduction, note, and appendices by C. Plummer, Clarendon Press, 1885, pp. 1–105.

<sup>(3)</sup> S. B. Chrimes, "Introduction," in Sir John Fortescue, De Laudibus Legum Anglie, edited and translated with Introduction and Note by S. B. Chrimes, Cambridge University Press, 1942 (reprinted 1949), pp. ix-cviii.

<sup>(4)</sup> ジョン・フォーテスキュー「イングランド法の礼賛について」(北野かほる・ 小山貞夫・直江眞一共訳)・『法學』(東北大学法学会),第54巻・第1号,pp. 169-187。

者の一人である直江眞一氏も、『自然法論』の翻訳に付された「訳者あとがき」や詳細な訳注のなかで、そして別の論考のなかで、フォーテスキューの経歴や作品の歴史的背景を論じている $^{(5)}$ 。

本論に入る前に、これらの文献などをもとにして、フォーテスキューの 政治理論を論じるうえで必要となる彼の経歴、作品、時代背景について、 簡単にまとめておきたい。

クライムズによればフォーテスキューの誕生年は1385年ないし1395年であり、正確なことは不明である。リンカンズ・インに学び、1430年以前に4回それの幹事になっている。1418年から17の州や市で35回治安判事として仕事をし、70回以上の巡回裁判を行っている。1421年から8回議会代表になり、それ以外に議会への助言や嘆願を何度か行い、評議会にも出席している。1430年に上級法廷弁護士、1441年に勅選上級法廷弁護士、1442年に王座裁判所主席裁判官になり、その翌年、騎士を叙任されている。

フォーテスキューが生きた時代は、中世末期のランカスタ王朝の時期とおおよそ符号する。フランスとの百年戦争が続くなか、1399年にヘンリ4世が興したランカスタ王朝は、1423年に即位したヘンリ5世の時代に、内乱の危機を抑え込み、対仏戦争で勝利してトロワの条約を結ぶことで、発展を遂げた。この時代は、フォーテスキューが青年期から壮年期にかけて法律家として活躍した時期にあたる。ヘンリ5世の成功した統治が9年で終わった後、1422年に王位を継いだのは1歳にも満たない幼王ヘンリ6世であった。彼は1437年に親政を始めたが、能力を欠いた彼の治世は無秩序を醸成するものだった。対仏戦争の敗戦とフランスにおける領土の喪失、巨額の負債。王の愛顧を受けたサフォーク伯の不正などにより、1450年ま

<sup>(5)</sup> ジョン・フォーテスキュー『自然法論』(直江眞一訳), 創文社, 2012年, pp. 369-379。直江眞一「サー・ジョン・フォーテスキュー著『イングランド法の礼賛について』の署名の由来について」・『九州大学図書館報』30-2, 1994年, pp. 9-11。同「フォーテスキューの弁解」・『創文』2012年秋 No. 7, pp. 1-3。

でに広範な政治的危機が生じ、中央では評議会が分裂し、地方でも暴力と 腐敗が蔓延するようになっていた。1450年5月に起こったジャック・ケイ ドの蜂起はこうした状況を反映したものであり、彼が3万人を率いて批判 した矛先は、主に王を取り巻いて私産を増やす宮廷派に向けられていた。

1453年にイングランドはカレーを残してフランスから撤退し百年戦争が 終結した。その翌年,バラ戦争が始まり,ランカスタ王家側とヨーク公側 の間で内乱状態になった。1460年に捕えられた王に代わって軍の指揮をと っていたマーガレット王妃は、王の奪回に成功するが、ロンドンに入るこ とはできなかった。1461年に王妃軍はタウトンの戦いでヨーク派の軍に敗 れた。フォーテスキューはこの戦いで王妃軍に参加し、その後、王・王 妃・王子とともにスコットランドへと逃れた。ロンドンに入城したヨーク 派の辺境伯エドワードが1461年に戴冠し、エドワード4世になると、ヘン リ6世とその周りの人々には私権剥奪法が適用され、フォーテスキューも その対象になって王座裁判所主席裁判官の地位を失った。スコットランド にいる間、フォーテスキューはランカスタ派の王位継承の正当性を説く諸 論文を執筆した。『自然法論』はこの時期に執筆されたと推測されている。 1463年にフォーテスキューは王妃とともにフランスに渡り、貧困のなかで 7年間の逃亡生活を送った。『イングランド法の礼賛について』はこの期 間に書かれたものと言われている。そしてヘンリ6世の復位のために、ル イ11世にイングランドへの進軍を促す『ルイ11世のための覚書』を書いて いる。

ヘンリ6世妃マーガレットは、ルイ11世の仲介により、長年ヨーク派の中心人物であり、1469年に王と袂を分かったウォリック伯と1470年に和解した。そしてウォリック伯軍はプリマスに上陸し、捕らわれていたヘンリ6世を再び王位に就かせた。しかし、大陸に逃れていたエドワードが半年後の1471年に戦力を整えて巻き返し、ロンドンに戻って復位した。ヘンリ6世は逮捕され、バーネットの戦いに敗れたウォリック伯は殺された。こ

の頃ウェーマスに上陸したマーガレットも5月にテュークスベリの戦いに 敗れ,王子は殺され,ヘンリ6世も処刑された。マーガレットが上陸した とき,フォーテスキューも同行しており,彼は戦いの後に捕えられた。そ の後,『スコットランドから送られたいくつかの著作に関する宣言書』を 書き,それまでに行ったランカスタ派の継承を正当化する主張を取り下げ た。そしてエドワード4世の評議会構成員になり,テュークスベリの戦い の後に執筆したと思わる『イングランドの統治――別名,絶対君主政と制 限君主政の差異』をエドワード4世に捧げた。フォーテスキューが亡くな ったのは1479年である。

フォーテスキューの代表的な作品である『自然法論』、『イングランド法の礼賛について』、『イングランドの統治』の3冊は、いずれもイングランドが内戦に陥ってから書かれたものであり、66歳ないし76歳というかなりの高齢になってからである。最高の地位を得ていた法律家が抱いた、内戦によって引き起こされた法的秩序の崩壊に対する危機感の表れであろう。3冊のうち最初に執筆された『自然法論』は、ランカスタ朝の王位継承が正統であることを示すために書かれたものである。とはいえ、それを具体的に論じたのは第二部であり、第一部はそれの基礎となる一般的な法的・哲学的理論を、多くの哲学者や法学者を援用しつつ論じている。秩序の瓦解を前にして、「政治的権威の正統性と固有の機能にとって試金石になる正義への関心によって支配されていた」「60ので、まずはその概念がもつ根源的な意味と理念的な構造を確定する必要があったためだろう。フォーテスキューの政治理論の核心である、有名な「王的・政治的支配(dominium regale et politicum)」という概念が定式化されたのも、そこにおいてである。その理論は、イングランドの法や統治形態を論じた『イングラン

<sup>(6)</sup> Shelly Lockwood, "Introduction," in Sir John Fortescue, On the Laws and Governance of England, edited by S. Lockwood, Cambridge University Press, 1997, p. xvii.

#### 224 専修法学論集 第126号

ド法の礼賛について』と『イングランドの統治』にも受け継がれ、それらの土台をなしている。本稿は国民国家の一般理論に照準しているので、主として『自然法論』に依拠しつつ、フォーテスキューの政治思想について論じることにするが、その前に先行研究を辿りつつ問題の所在を明らかにしておきたい。

## 2. フォーテスキュー研究への視角

イングランドの政治体を「王的・政治的支配」と特徴づけ、フランスの「王的支配」と明確に区別したフォーテスキューの政治理論は、彼の生きた時代にはほとんど影響力をもたなかったものの、過去500年以上に渡り広く引用され続けてきた(\*7)。テューダー絶対王政期の政治思想を形成し、16世紀から国王と議会の間で権力の分割が進んで潜在的な対立関係が形成されるようになると、それは国王側と議会側の双方の側で、自らの主張を正当化するために引用されるようになった。市民革命期に入ると、「議会主権」というイングランド憲法の本性を開示した立憲思想の権威としての評価が定着し、17世紀と18世紀においてホイッグ・アカデミーの立脚点としての地位を保持した(\*8)。第二次世界大戦前におけるイギリス政治思想史研究の泰斗チャールズ・ホワード・マクルウェインは、「17世紀の偉大なる闘争において、ブラクトンの次に引用された中世の思想家はフォーテスキューであり……君主大権の支持者も反対者も彼を立憲的教義のチャンピオンとみなしていた」と述べている。また自由概念の起源を探求したエ

<sup>(7)</sup> J. H. Burns "Fortescue and Political Theory of Dominium," The Historical Journal. 28(4), 1985, p. 777.

<sup>(8)</sup> Corinne Comstock Weston, English Constitutional Theory and the House of Lords 1556–1832, Columbia University Press and Routledge and Kegan Paul Ltd, 1965, p. 9; S. Lockwood, op. cit., pp. xv-xvi.

リス・サンドズは、「アングローアメリカの自由と憲法は本質的に、15世紀にフォーテスキューによって提案されたランカスタ憲法との連続性に依拠している」として、フォーテスキューが立憲思想の発展において果たした役割を至上のものと評価している。その地位は少なくとも1832年の議会改革によって民主的な近代議会が定着するまで保持されたと思われる(9)。その後、フォーテスキューは理論家というよりは15世紀の「出来事と制度の直接的な記録者で注釈者」とみなされるようになり、その時代の法と政治についての詳細が明らかになるにつれ、単なる誤った記録者とされて彼への言及も減っていった(10)。

近代的な学問の見地から最初にフォーテスキューの政治理論に関する体系的な分析を行ったのは、1885年に『イングランドの統治』を編集したプラマーであろう。プラマーはそのなかで、フォーテスキューが『自然法論』において提示した王的支配と王的・政治的支配の2種類の統治形態は、絶対君主政と制限君主政の区別であるとし、この区別は彼の全著作を通じて貫かれていると論じた。ただし、フォーテスキューの他の作品のなかには、王的支配、政治的支配、王的・政治的支配の3種類の統治形態、ならびに専制的支配、政治的支配、王的支配の3種類の統治形態が論じられている箇所があることも指摘し、この場合、前者の王的支配と後者の専制的支配は絶対君主政、政治的支配は共和政、前者の王的・政治的支配と後者の王的支配は絶対君主政と共和政の統治形態を合わせた混合君主政を意味するとされた。混合君主政については、法制定や課税において臣民の同意が必要である立憲的君主政とも言い換えられている。したがって、プラマ

<sup>(9)</sup> Charles Howard McIlwain, The Growth of Political Thought in the West, Cooper Square Publishers, 1968, p. 354; Ellis Sandoz, The Roots of Liberty, University of Missouri Press, 1993, p. 2.

<sup>(10)</sup> Corine Comstock Weston, "The Theory of Mixed Monarchy under Charles I and after," The English Historical Review, 75, 1960, p. 426; S. Lockwood, op. cit., pp. xv-xvi.

ーにおいては、フォーテスキューの王的・政治的支配は制限君主政、混合君主政および立憲君主政のいずれとも同義とされ、実際にその3つは互換的に用いられている。そしてこのような政体は議会の存在によって確立されるとされた。プラマーは、『自然法論』のなかには立憲的な王でも時に絶対的に支配することを認める記述があることを指摘しつつも、同時代人の多くと同じように、フォーテスキューの理論は19世紀に確立される議会主権の教義であると信じていた(11)。

プラマーの後、フォーテスキューが政治思想史の文脈で本格的に論じら れるようになったのは、1930年代になってからである(12)。その始まりを 告げたマクルウェインは、フォーテスキューの政治的・王的支配を絶対君 主政と共和主義的統治の混合としたプラマーの説を俎上に載せ、王的支配 を絶対君主政と同一視した点では正しいが、政治的支配を共和主義的統治 と同一視したことは間違っている、少なくとも条件つきでなければ認めら れないとした。マクルウェインによれば、近代の立憲的ないし制限的な君 主政は、「王に由来しない権威をもつ何らかの統治組織ないし諸機関の存 在 | を前提とし、王は統治機能の行使において、彼の正当な行為を制限す る法によってのみ消極的に限定されるわけではなく. 「競合する権威によ って積極的に阻止される 。フォーテスキューが提示したのは、王は人民 の同意以外の法によっては支配しないという「法の支配」であり、法は一 方において臣民の掌中にある権利の存在によって王を拘束するが、他方に おいて「王法」によって、臣民による王の権威への干渉を排除した。この 王はしたがって、王の職務の範囲を限定する臣民の権利の範囲を認識しつ つ、放縦な専制ではなく「命令権」に基づく自由な統治を行う存在である。

<sup>(11)</sup> C. Plummer, op. cit., pp. 83, 84, 169; R. W. K. Hinton, "English Constitutional Doctrines from the Fifteenth Century to the Seventeenth," The English Historical Review, 75, 1960, p. 410.

<sup>(12)</sup> I. H. Burns, op., cit., p. 777.

諸権利を保証するのは「自然と慣習の規則」であり、人定法はそれに基づいて王のみがつくり、臣民は形式的に同意する。このような意味での王権の制限は中世では周知のことであり、そこに近代的な統制はない。こうした法の支配の下で絶対的王が支配するというマクルウェインの解釈からすれば、フォーテスキューの政治的・王的支配のなかに議会に対する積極的な意義を見出すことはできないのは当然である。「フォーテスキューは王法(jura regalia)と臣民の権利を同一視する中世の国家観を保持していた」とマクルウェインは述べる(13)。

S・B・クライムズはマクルウェインの議論を発展させ、フォーテスキ ューの王的・政治的支配の理論は「専制ではなく法に従って支配する王に ついての典型的な中世の王権論一であることを、より精緻化しようと試み た。クライムズはプラマーとマクルウェインの両者ともに制限君主政と立 憲君主制を区別していないことを批判し、制限君主とは「法や慣習によっ て限界を定められた一定の範囲を除いて、絶対的な権力をもつ君主のこ と一であり、それに対して立憲君主は「君主以外の何らかの共存する権力 によって統制され、その権力を合法的に覆すことはできない | 君主のこと であるとした。前者は制限的で絶対的だが、後者は制限的だが絶対的では ない。この論理からすれば、フォーテスキューの王的・政治的支配におけ る王は制限君主ではあるが、統制を受けないので立憲君主ではない。制限 的であることの理由は、王の存在理由が「法の維持と人民の繁栄」にあり、 その権力行使は「人民の同意の必要」により限定される点にある(14)。こ の論理のなかに議会の意義がほとんど見い出せないことも含め、基本的な 点ではマクルウェインと同じと言ってよいだろう。しかしながら、クライ ムズは後に、フォーテスキューは「単なる封建的ないし疑似封建的な君主

<sup>(13)</sup> C. H. McIlwain, op. cit., pp. 354-363.

<sup>(14)</sup> S. B. Chrimes, English Constitutional Ideas in the Fifteenth Century, Cambridge University Press, 1936, pp. 321, 339, 348.

政観念を放棄し、君主政が制限されているだけでなく、議会的性格をもつものであることを大胆に断言した最初の作家」であり、「イングランド憲法が議会君主政の一形態であることを学問的スタイルで説明した最初のイングランド人であった」と述べ、フォーテスキューの王的・政治的支配は、議会の同意による国王の制限を受ける君主政を意味すると意見を変えている(15)。

このようにフォーテスキュー研究が本格的に始まった1930年代~1940年代にかけては、フォーテスキューの王的・政治的支配の解釈に関して、大きく分ければ、プルマーに代表される議会が主権をもつ立憲君主政か、それともマクルウェインに代表される「法の支配」のもとでの中世的君主政かに意見が分かれていた。第二次世界大戦終了後の20世紀後半になると、この問題構成を軸にしてそれぞれの主張を掘り下げるなかで、別の論点も提示されるようになった。

R・W・K・ヒントンは2つの立憲理論を区別し、その立場から2つの主張の再解釈を試みた。ヒントンによれば、立憲理論の一つは「合意の原則」に依拠し、統治行為には人民の優先的同意が必要であるとするものであり、そこでは統治権力が人民と王の間で分有されるので、統治権力にはいかなる制限もおかれない。もう一つは「法の原則」に依拠し、統治行為は何らかの永久的な基準と一致しなければならないとする理論であり、そこでは統治行為に対するいかなる合意も必要とされない。ヒントンは近代初期の王政国家において、第1の理論は混合君主政と呼ばれ、第2の理論は絶対君主政と呼ばれるとし、立憲理論史において、フォーテスキューは第1の混合君主政の立憲理論を主唱したと論じた。そしてマクルウェインやクライムズが主張する「法の支配」の下での絶対君主という理論は、フォーテスキューの後の17世紀の政治家で、チャールズ1世に捕えられてロ

<sup>(15)</sup> S. B. Chrimes, "Introduction," op. cit., pp. ci-cii; J. Fortescue, De Laudibus Legum Anglie, cit., p. 161, note (16) to cap. XVII.

ンドン塔で死去したジョン・エリオットなどが発展させたものとした。ヒントンはこのような立論に基づき、「15世紀の理論が17世紀よりも19世紀に近いと指摘することは不可能ではない」として、プラマーの解釈に賛同した<sup>(16)</sup>。

しかし、ヒントンは「近い」と言っているのであって、「同一」と言っているわけではない。つまり、フォーテスキューや同時代人にとって、王や議会から独立して普遍の法が存在していたので、議会は法を作れず、それを発見するだけだったのであり、フォーテスキューの政治的・王的支配の理念もその範疇に入るというマクルウェインやクライムズの主張に反対するが、だからといって、プラマーのように、フォーテスキューの理念は議会主権を特徴とするものであり、議会が立法権をもち、議会が制定ないし許容する法以外のいかなる法によっても統治されないという19世紀の議会立憲主義の表明であるとまでは断言していない。ヒントンが主張したのは、フォーテスキューは「王と諸身分が一緒になって議会で制定された法により、王と諸身分が協同して統治する」と考えていたということである(17)。

ヒントンは「諸身分」という言葉を使ったが、実際のところ、フォーテスキューは身分についてはほとんど論じていない。ヒントン以降は、基本的に彼の論理にそって「人民」という言葉で近代への架橋を強調する研究が多い。たとえば、ポール・E・ギルは「フォーテスキューの著述は人民に向けられており、それは15世紀には無視できない力になっていた」と述べた $^{(18)}$ 。またJ・H・ $^{(18)}$ のな

<sup>(16)</sup> R. W. K. Hinton, "English Constitutional Doctrines from the Fifteenth Century to the Seventeenth," The English Historical Review, 75, 1960, pp. 410–415.

<sup>(17)</sup> Ibid., p. 417.

<sup>(18)</sup> Paul E. Gill, "Politics and Propaganda in Fifteenth-Century England," Speculum, vol. XLVI. No. 2, 1971, p. 347.

かで、王に多数の助言に基づいて政治を行うように進言するとき、「ポリティア(policia)」は、「多数(pluralitas)を意味する polos」に由来すると語源から説明する箇所を取り上げ、集合的要素を対象とする政治的(politicum)の同義語は市民的(civile)なので、政治には市民(cives)の関与が前提とされると解釈し、支配者が指導者であろうと君主であろうと、法によって支配され、その法の制定には「人民の同意が不可欠」であることを、フォーテスキューの「政治的」という語は示していると論じた(19)。さらにシェリー・ロックウッドは、フォーテスキューの政治思想の核心を、正義とコモン・ウィールという王領の政治体の目的を実現するために、王と人民が「法の絆(vinculum iuris)」によって結びつき、王の意思を人民の意図に正しく方向づけることにもとめた。つまり、団体(collegium)としての王国は王の意思がなければ行為できないが、しかし、政治的な王は議会において王と人民が一体となって審議・決定した法によって制約されるので、人民の意図に従って、保護者としての立場からレス・プブリカのために行為するというわけである(20)。

こうした王と人民の一体化を強調する解釈とは正反対の研究もある。ジェームズ・L・ガレスピーは、王権が政治的であることは「人民」の権威に基づくことにはならないと言う。議会はその存在を王の意思に依存しているので、議会は王を制約できず「評議会を保証するための実践的な便宜」にすぎないからだ。ガレスピーはその理由として、議員を務めたことがあるのにもかかわらず、議会という語がフォーテスキューの著作のなかにあまり出てこないことから、彼の関心は評議会にしかなかったこと、そして王国について王を頭とする有機体の比喩を用いていることからも分かるように、王を制約するメカニズムはフォーテスキューの著作のどこにもないことをあげる。自然法によって王の恣意的権力には制限が設定される

<sup>(19)</sup> J. H. Burns, op. cit., p. 793.

<sup>(20)</sup> S. Lockwood, op. cit., pp. xxxv, xxxviii-xxxiv.

ものの、憲法は臣民のみを拘束し王にはいかなる優越したものも存在しないのであり、立憲主義は後の「添加物」にすぎないと断じたうえで、ガレスピーは「王はいかなる法的制約によっても拘束されない」というジャン・ボダンの言葉を引き合いに出しつつ、フォーテスキューは主権ある王について論じたとする(21)。このようにフォーテスキューが示したのは、制限的だが立憲的に統制されていない王の意思の教義であるという解釈は、立憲的という言葉の使い方が違うにせよ、ヒントンの示した絶対君主政におおよそ符合する。

ヒントンの論理をもとに、人民を志向する解釈と絶対王政を志向する解釈に分けて論じてきたが、最後にその双方を同じように強調する立場、すなわち「二重大権(double majesty)」論の見地に立った研究を取り上げたい。マイケル・マンデルは、王的・政治的支配とは王と人民の「2つの回路を流れる権力をもつ君主政」であり、それはヘンリ・ブラクトンに代表されるイングランド中世法学に根差し、17世紀に開花することになる伝統のなかで、2つの時代を架橋する巨大な影響力をもったと論じた(22)。サンドズもまた、フォーテスキューの王的・政治的支配は、「議会において代表される政治的人民と法によって拘束された王権という二重大権の憲法」を意味するとしたうえで、それは太古からの自由を保護する法を王領の合意を通して確立するとともに、議会と王のバランスを保証して、全共同体の福祉に奉仕する効果的な支配を実現するところの、「イングランドの古代憲法の心」そのものであると述べた。つまり、フォーテスキューの王的・政治的支配は古から続くイングランドの伝統に根差す混合統治を示すというわけである(23)。

<sup>(21)</sup> James L. Gillespie, "Sir John Fortescue's Concept of Royal Will," Nottingam Medieval Studies, 23, 1979, pp. 47-64.

<sup>(22)</sup> Michael Mandel, "Parliamentary sovereignty," in Skinner et al. (ed.), Political Discourse in Early Modern Britain, Cambridge University Press, 1993, p. 102.

もちろんフォーテスキューの時代のイングランドでは、まだ混合統治に ついて論じられてはいない。混合統治に関するイングランドにおける古典 的理論は、16世紀のテューダー期にトマス・スターキー、ジョン・エイル マ、ジョン・ポネット、トマス・スミス、トマス・カートライト、ロバー ト・パーソンズらの議論に垣間見ることができるが、それは一貫した明確 な政治理論には程遠く、イングランド人が政治的秩序を論じる際の知的道 具にはなっていなかった<sup>(24)</sup>。ヒントンによれば、その後、エリザベス治 世下、ジェームズ1世やチャールズ1世と議会との抗争において繰り返し 用いられたが、それが明確な憲法理論となり、革命戦争のなかで流布した きっかけになったのは、1642年に議会側が議会主権を主張する「19カ条提 案 | をチャールズ 1 世に提出し、王がそれへの返答のなかで混合君主政を 採用したことであった(25)。チャールズ1世が提示したイングランド統治 のあり方は、「絶対王政・貴族政・民主政という3種類の統治が人間には あり、これらはすべてそれぞれに独自の利益と不利益をもっているので、 あなた方の祖先の経験と知恵はこれらの混合からイングランドの統治を作 り出し、3つすべてのバランスが3つの身分の間で均等にとられる限り、 3つのどれもが不利益を被ることなしに、(人間の深慮が行き届く範囲内 において)3つすべての利益がこの王国に与えられるようにしたので す | (26) という言葉に示されている。チャールズ 1 世の意図は国王の身分的 保証であったが、この言葉のなかではっきりと表現された混合君主政の特

<sup>(23)</sup> Ellis Sandoz, "Fortescue, Coke, and Anglo-American Constitutionalism," in idem (ed.), The Roots of Liberty, Universuty of Missouri Press, 1993, pp. 6-8.

<sup>(24)</sup> Donald W. Hanson, From Kingdom to Commonwealth, Harvard University Press, 1970, pp. 247–248; C. C. Weston, op. cit., pp. 426–427.

<sup>(25)</sup> R. W. K. Hinton, "The Decline of Parliamentary Government under Elizabeth I and the Early Stuarts," Cambridge English Historical Journal, 13, 1957, p. 122.

<sup>(26)</sup> C. C. Weston, "The Theory of Mixed Monarchy under Charles I and after," op. cit., p. 427; D. W. Hanson, op. cit., pp. 247–250.

徴は、3身分のチェック&バランスと機能分化であった。

このようにイングランド政治思想史のなかで、二重大権や混合統治といった独自の伝統を中世から近代へと架橋して発展させた人物としてフォーテスキューを位置づけることは、1930年代のクライムズやマックス・A・シェパードの論述にも垣間見られるので、長い歴史をもつ解釈の仕方と言ってよいだろう<sup>(27)</sup>。そのなかでも一際優れた研究を行ったのが、二重大権と混合君主政を明確に区別する必要性を唱えたドナルド・W・ハンソンである。

ハンソンによれば<sup>(28)</sup>,フォーテスキューの理論のなかには、身分を差異化する議論も身分代表の観念もなければ、チェック&バランスと機能分化の論理も含まれていない。というのも、チャールズ1世の時代に混合統治の理論が洗練されるようになったのは、主権論が前提になり、それの行使に関して国王と議会、ないしは国王と貴族と平民の間に対立関係が明確に存在するようになったからであるが、フォーテスキューの時代にはまだ主権論が生まれていないからである。こうした理由により、ハンソンは混合君主政を二重大権から区別し、後者のみをフォーテスキューに帰属させた。では、二重大権とは何か。

二重大権という独創的な表現そのものは、オットー・ギールケが作りだ した言葉であるが、ハンソンはイングランドの法的・政治的文脈のなかで ギールケとは異なる意味でそれを用いる。ハンソンによれば、二重大権の 論理の核心は、社会秩序を形成する王と貴族のどちらもが、それぞれの権

<sup>(27)</sup> S. B. Chrimes, English Constitutional Ideas in the Fifteenth Century, cit., p. 339; Max Adams Shepard, "The Political and Constitutional Theory of Sir John Fortescue," in Carl Wittke (ed.), Essays in History and Political Theory, Harvard University Press, 1936, p. 305; Franklin le van Baumer, The Early Tudor Theory of Kingship, Yale University Press, 1940, pp. 10–11; E. F. Jacob, Essays in the Conciliar Epoch, Manchester University Press, 1943, p. 112.

<sup>(28)</sup> D. Hanson, op. cit., pp. 217–252.

威を他方に由来させることはなく、それぞれに独立した権威をもつことにある。王が貴族によって選ばれ、貴族の称号が王によって授与されたとしても、それはパートナーシップが統治慣行に反映されたにすぎない、ということである。ハンソンは二重大権の非王について、貴族以外のさまざまな名で現れ、時には「人民(populus)」と呼ばれたことにも注意深く言及する。確かにイングランドでもソールズベリのジョンの著作に見られるように、「人民」に権力の淵源があるという主旨の記述はあった(29)。ハンソンはそれについて、中世の語法で言えば、近代的な意味での人民の大多数は「教育を受けた人、あるいは生まれの良い人の視野や関心には入ってこない」ような「民衆(vulgus)」なので、「人民」が貴族と互換的であったとしても驚くようなことではないとする。マグナ・カルタにしても、サインをしたのはほんの一握りの貴族であった。重要なのは、「政治的な命令が2つの本来独立した正統性の源の結合として特徴づけられること」であり、王と貴族ないし「人民」の両者とも、単独ではすべての法的・政治的問題について結論を下す権限があるとは見なされなかったことだ(30)。

ハンソンはこうした二重大権の起源を古代ゲルマン社会に求める。ハンソンによれば、そこにおいて戦争集団は首長(princeps)と従者(comes)の人格的絆に基づく互恵的関係によって形成され、首長は従者に武器や戦利品を与え、従者は誓いの言葉をもって長に死を賭する忠誠を尽くした。ただし、この関係は血縁や種族からも独立した「偶然的な関係」であり、それゆえに首長の贈与能力と軍事的成功に依存した。中世の継承的王国は、こうしたゲルマン的戦争集団の絆が制度化され、土地に根ざすことによって確立した。そこにおいて、王と貴族の関係は直接的で人格的な一対一の関係であり、個人的愛着の絆を超える政治的忠誠の感覚はなかった。古代

<sup>(29)</sup> 柴田平三郎『中世の春――ソールズベリのジョンの思想世界』慶應義塾大学出版会,2002年,p.255。

<sup>(30)</sup> D. Hanson, op. cit., pp. 41-44, 386 (ch. 2, note2).

の都市への忠誠も,近代の市民的な意識や官僚的な非人格的愛着もなく, 貴族的な地位と権利について共有された観念だけが中世の貴族を束ねてい た。このように主君と臣下の個人的関係が中枢にあったがゆえに,二重大 権が組織原理として生き残り,王権に対し一定の平衡力を構成する「評 議」という慣行を生んだ<sup>(31)</sup>。

ハンソンは以上のように二重大権を定式化した後、「フォーテスキューはイングランド政治が二重大権と呼ばれる正統性の理念に依拠していることを完全に知っていた」のであり、彼の作品において「二重大権は絶頂に達した」として、彼が中世末期イングランドにおける二重大権という「操作的政治思想」の完成者であると述べた。なぜフォーテスキューが中世に属すかについて、ハンソンは「フォーテスキューの思想体系のなかで決定的である要素は国王と人民が幸福に結びついているという仮定である」と述べる。この説明は至極明快である。ハンソンによれば、「人民」は議会によって代表されるとフォーテスキューが考えていたことは確実であるが、しかし当然のことながら、フォーテスキューはまだ近代的な市民権の理念を知らず、17世紀に顕在化する国王と人民の対立も知らない。国王と人民はそれぞれに生得の権威をもつが、慣習と法によって制約されながら一体化した王と人民という図式には、二重大権が孕む対立の可能性、おそらくはその不可避性が組み込まれることはなく、それゆえにイングランドの法と統治を礼替できた、とハンソンは言う(32)。

これまでのフォーテスキュー研究のなかで、ハンソンが論じた二重大権 論的解釈はもっとも説得力をもった研究の一つだろう。独立した2つの権 威の源泉があり、それが対立することなく共存する中世イングランドの政 治理論をもっとも明確に定式化したものとして「王的・政治的支配」を論 じることは、アーサー・B・ファーガソンが言うように、イングランド統

<sup>(31)</sup> Ibid., pp. 41–70.

<sup>(32)</sup> Ibid., pp. 24-26.

治を礼賛しようとするフォーテスキューの「ユートピア熱狂」の姿勢からしても妥当なものだろう<sup>(33)</sup>。しかし、フォーテスキューの政治理念はイングランド法制史のなかで論じられた二重大権という概念に収まるものだろうか。それならばフォーテスキューが古代から中世に至る哲学を援用したこと、とりわけトマス・アクィナスの哲学を彼の理論形成の土台としたことは、さらにはイングランドにはあまり馴染みのなかった自然法論から議論を始めたのは、その妥当性を対外的に証明するためにすぎないということになるのだろうか。フォーテスキューがイングランドの政治制度を論じたとしても、それの射程はイングランド政治思想を超え出て、西欧政治思想の壮大な歴史に接続するより根源的な意味が込められていると思われる。次章以下ではそれを明らかにしたい。

## 3. 王的権力と政治的権力

フォーテスキューは『自然法論』のなかで、自然法を論じた後、支配についての議論に移る。そのなかでとりわけ興味深いのは、最初に王国を形成した人間は邪悪で不正な人間であるという主張から議論を始めていることである。彼はその人物として『創世記』第10章に登場するニムロドをあげ、そしてニムロドの支配は自然法に適っているかどうかから検討を始める。というのも、王権が確立する前に慣習法以外の人法はなく、慣習法は「繰り返された行為と時間の長さのみから成長する」ので、王の始まりを印すことはできなかったからであり、それゆえに「あらゆる統治権は自然法のみによって論じられる」からだ(34)。

<sup>(33)</sup> Arthur B. Ferguson, "Fortescue and the Renaissance: a Study in Transition," Studies in the Renaissance, vol. 6, 1959, p. 193.

<sup>(34)</sup> John Fortescue, Opusculum de Natura Legis Nature, et de ejus Censura in Successione Regnorum Suprema, in The Works, cit., vol.I, pp. 72–73. 『自然法論』。前

『創世記』においてニムロドは、「地上で最初の勇士」で「主の御前に勇 敢な狩人」であり、バベル、ウルク、アッカドといったシンアルの地、そ してニネベ、イル、カラ、レソンといったアッシリアの地に王国を建てた 者とされている。『自然法』第7章においてニムロドの名を初めて出した とき、フォーテスキューはミドラシュに従い、ニムロドを「狩人以外の何 者でもなく」、「人間の抑圧者で破壊者」だったと否定的に描いた。あるい は別のところでは、「洪水の後、巨人ニムロドが人間に対する権力を強奪 し、そこから人間の間で戦争が始まったとき、征服者が被征服者を奴隷に する専制的支配が生じた | と述べている。だからニムロドは、王国を作り、 バベルなどの人々に王と思われていたとしても.「王の名に値してはいな かった | のであり、自分の欲望のままに暴力に傾倒する「暴君 | という名 が相応しいとされた。では、ニムロドはローマ皇帝ネロのように人民によ って殺害されるべきなのだろうか。フォーテスキューはこの問題に対し、 暴君の「殺害がこの世にとって好都合なものだとしても、このような陰謀 をなすことは誰にも許されてはいなかった |とする。なぜならば、「人民は 暴君であったとしても王を処分することを恐れるべき | であり.「いかに ニムロドが王の名に値しないとしても、ニムロドが所有していたバベルが 彼の王国と呼ばれていたように、王国は彼のものだからである | と述べ、 ニムロドの王としての地位を否定しない。ここではとりあえず、王の名に 値しない暴君であれ、ニムロドが王権の始まりを印し、彼が支配するバベ ルが「王国 (regnum) | と呼ばれ、それを彼が「所有 | することに留意し ておきたい<sup>(35)</sup>。

フォーテスキューは続いて正しく支配する最初の王として,アウグスティヌスの『神の国』を典拠にして,バベルを統治したベルスの名をあげる。 とはいえ、フォーテスキューがここで重視しているのは、ニムロドとベル

掲. pp. 36-37 (訳文は必ずしも翻訳書と同じではない。以下、同様である)。

<sup>(35)</sup> Ibid., pp. 70, 153. 前掲書, pp. 25-26, 306。

スの間に断絶があったことよりも、連続していることである。最初に不正な支配者がいた他の事例をあげつつ、そうした支配者たちの「由来するもの」、つまり支配を確立したという事実によりそうした支配者の存在を正当化している。その理由は、モーセの時代以前においては一定の土地の一定の慣習法以外に人定法は存在しなかったので、王の威厳を開始するのは「自然法の所業」に他ならず、「自然法のみが王の高みの起源を固めた」ことにあった。したがって、たとえ不正な者が王国を興したとしても、そのことは「王国が自然法のもとで正当に設立された」ことの妨げるものではない。不正な支配者は王権を打ち立て、王国を築いたという点で善なるもので、自然法に適っているということだ(36)。こうして暴君の存在も摂理のなかに含み入れることで、フォーテスキューは以下のように、神の祝福に至る。

「ああ、神の力がいかに大きく、永遠法である神の摂理の卓越性がいかに大きなことか。それにより、善き人の善きもののみならず、悪しき人の善きものと悪しきものすべてが、善きことに利するように働くのである。また、全世界の栄光へと変わらないものはないので、いかなる邪悪な人も長続きはしないのである。このようにして善きことが神を称賛し、すべての悪しきことも神を称賛するのである(37)。|

しかし、たとえ不正な支配者であっても、支配を確立したことをもって、それがどうして自然法に適う善と言えるのだろうか。フォーテスキューは『サムエル記(上)』をもとにして、そのような支配に対して考えうる異議を2つあげ、それに対する反論というかたちで議論を進める。

第1の異議は、『サムエル記(上)』12章に「あらゆる重い罪の上に、さ

<sup>(36)</sup> Ibid., pp. 71, 73. 前掲書, pp. 33, 36。

<sup>(37)</sup> Ibid., p. 72. 前掲書, p. 34。

らに王を求めるという悪を加えました」と記されていることからして、神を王とするイスラエルの民が人間の王を求めたことによって罪を犯したのであれば、王を立てることは一層重大な罪になるというものである。それについてフォーテスキューは、すべての民族は神の民であるが、イスラエル民族は神を王とする選ばれし特別な民であり、他の民族のように王に裁きや戦いを求めるのは適切ではないと同意したうえで、王を求めることが罪だとしても、それは神を王としていたイスラエルの民に課せられた罪であり、したがって「彼らが要求した王の威厳が不正なものであったことを立証するものではない」し、それどころか「王の威厳は善きものであり、それを設定した法も善きものなのである」と言う。つまり、イスラエルにはもともと王(神)がいたのであり、王がいること自体に問題はなく、自然法に適うものだとされる。とはいえ、まだこの段階では、不正な王を支配者と認める理由、換言すれば、人間を王とする王権がなぜ立てられたのかという起源とそれに由来する本性に基づく正当化の説明にはなっていない<sup>(38)</sup>。

第2の異議は、『サムエル記(上)』 8章で書かれている、王が民の財産を没収して家臣に分け与えるという王法は、カノン法に明記され、『マタイによる福音書』にも似たような記述があるところの、自らにして欲しくないことを他人にすることを禁ずるという自然法と対立するという異議である。これに対する反論から議論は一気に深化する。フォーテスキューはその議論の初めに、『自然法論』の中心的な位置を占めるもっとも有名な第16章において、トマス・アクィナスとアエギディウス・ロマヌスに依拠しながら、支配者が「自ら定めた法にしたがって、また自らの意思にしたがって支配する」ところの「正的支配」と、支配者が「市民の立てた法にしたがって市民を支配する」ところの「政治的支配」を区別する。そして

<sup>(38)</sup> Ibid., pp. 73, 75-76. 前掲書, pp. 34, 38-39。

トマス・アクィナスの議論から「王的・政治的支配」と呼ばれうる第3の支配形態があることを指摘する。フォーテスキューが典拠としたトマス・アクィナス著『君主の統治について』には、「王的・政治的支配」という言葉は出てこないので、その合成はフォーテスキューの独創によるものである。フォーテスキューはその例証としてイングランドの統治形態を提示する。イングランドでは、三身分の同意なしに法制定や課税ができないだけでなく、司法も王命ではなく国法に従うことが宣誓によって義務づけられている。したがって政治的支配と言えるが、しかし他面では、王の権威なしに法を創造することはできないし、王国は相続権に基づいて王により継承的に所有されるので王的支配と言える、とされた。フォーテスキューはさらに、皇帝の意思が臣民すべてにとって法となったが、それがローマ人のために支配し、皇帝権が継承されなかったローマ帝国や、神を王にもち、ほとんどの部族が参加する会議を開いていた人間の王を要求する以前のイスラエルも、王的・政治的支配が存在した例としてあげている<sup>(39)</sup>。

「支配(dominium)」という語は、「家長(dominus)」、さらには「家(domus)」に由来し、「所有」「権威」「主権」といった意味も含む多義的な語である。クライムズはそれを dominion と、クレアモント卿やプラマーは government と訳すことが多く、直江喜一氏の邦訳では「支配」と訳されている。J・H・バーンズが言うように、それにあてはまる完全に満足のいく訳語はないだろう (40)。本稿では基本的に「支配」と訳しているが、フォーテスキューの理論におけるその語の中心的な意味は権力関係にある。というのも、「支配する(dominor)」と権力論的意味合いの強い「統治する(regno)」を互換的に用いており、さらに王的支配の開始を「王的権力(potestas regia)」の開始と言い換えているからである。また、政治的支配についても、政治的とは「多数者の行政参加によって規制され

<sup>(39)</sup> Ibid., pp. 74, 77-78. 前掲書, pp. 40, 49-53。

<sup>(40)</sup> J. H. Burns, op., cit., p. 778.

る | ことを意味するとしており、政治的支配の場合も「多数者」である市 民の権力行使が概念の核になっていることが分かるからである<sup>(41)</sup>。そこ で以下では、フォーテスキューの支配論を権力論的見地から検討すること にしたい。

フォーテスキューはこのようにして「王的・政治的支配」という概念を 打ち立てたが、そこに王による統治の要素があることに変わりはなく、し たがって、王法と自然法の対立は続くことになる。フォーテスキューはこ の問題を『自然法論』17章で確認した後、王的権力と政治的権力の本質に 迫っていく。最初に問題となるのは、王の起源と自然法の関係についてで あり、フォーテスキューはたとえ邪悪な者どもが王的支配を始めたとして も. 王的支配が自然法によって開始したことを次のように説明する。

「カインの邪悪さが貪欲によって地上の上に最初に境界線を引き」ニム ロドの傲慢さが人間に対する支配を最初に強奪した。しかし人類にとっ て、これらより良いことないし有益なことが起こることはありえなかっ た。すべてのことが以前と同じままであり、人間の罪の後、地上におい て人間に対するいかなる支配もなかったとすれば、公的なことは人間に とってより不適切にしか執り行えなかっただろうし、そしてまた、正義 が欠けているゆえに、人類は相互の殺戮によりそれ自体壊滅していたか らである<sup>(42)</sup>。|

この引用のなかでもっとも重要なのは、「人間の罪」の前と後で区別をつ けていることであり、それはフォーテスキューの政治理論におけるもっと も根本的な区別の一つとなっている。「人間の罪」とは、言うまでもなく

<sup>(41)</sup> J. Fortescue, De Natura Legis Nature, op., cit., pp. 77, 80. 『自然法論』,前掲, pp. 49-51, 63<sub>o</sub>

<sup>(42)</sup> Ibid., pp. 80-81. 前掲書, p. 64。

アダムとイヴが犯した「原罪」を意味する。フォーテスキューによれば、原罪を犯す前、人間は「無垢の状態(statu innocentie)」にあった。そこには人定法が存在せずに人間の本性を示す自然法が支配し、「自然の衡平」によって罪を犯していない人間にあらゆるものの分け前が分配されていた。引用文中の「すべてのことが以前と同じままであり」という言は、この原罪以前の状態を示している(43)。「平和と善意と相互扶助の状態」というジョン・ロックの自然状態論を彷彿させる考え方である。だが、ロックに似ているのはそれだけであり、2つの点で大きく異なる。

その一つは、ロックが自然状態において私的所有が自然権として享受さ れていたとしたのに対し、フォーテスキューは堕罪以前、人間は「あらゆ るものを共通に所有し!. 所有権をまったく知らなかったとして. 原始共 産制のような社会を描いていたことだ。この点が重要なのは、王権の相続 に係わるからであるが、それについては後述する。もう一つは、支配者の 有無についてである。ロックの場合、自然状態は自然法の支配の下で形成 された自由で平等な状態が想定されており、そこでの自然権の享受が不確 実であるがゆえに、社会契約によって政治社会が形成されるという理論を 展開する。それに対してフォーテスキューの場合、自然法に基づく「自然 な衡平 | があるとしたことから、一見したところロックの自然状態と似た 状態が想定されていると考えられるが、そこには何らかの支配者が想定さ れている。フォーテスキューは、「多くの人のなかで生きる社会的かつ政 治的動物であることは人間の本性であり、……また各人は本性上、私的で 独自の利益を調達しそれを得ようと画策するので、多くの人からなる人間 社会は、もしそれを監督する人によって支配されなければ、没落し消滅し ただろう | と言う。ここで述べられている「利益 | が善を意味することは. 「最高善は、人類の最初において、常に善を望むように人類の本性をその

<sup>(43)</sup> Ibid., pp. 80-83, 97. 前掲書, pp. 63-65, 71, 114。

影響下においた」という言葉から分かる。したがって、人間は善をめざす以上、その自然な本性からして「何等かの首長か支配者がいなければ、社会において生きていけない」存在であり、支配者をもつことは自然なことであるというのがフォーテスキューの考えである(44)。フォーテスキュー自身が言うように、彼はこの点で、最高善のもとでの人間的善の追及、目的論的な共同社会観、自然な支配者の存在を説いたアリストテレスの理論を受け継いでいるが、内容的には、共産主義と哲人王の支配を説いたプラトンの理想国家論に似ているだろう。

原罪以降の状態についてはどうか。「地上において人間に対するいかなる支配もなかったとすれば……人類は相互の殺戮によりそれ自体壊滅していた」という言葉が示すのは,原罪以降,堕落した人間は暴力的な無秩序状態に陥ることになり,それゆえに殺し合いを防ぐためには支配者が必要であるということだ。それがニムロドのような邪悪な者が権力を握って支配することも自然法に適うとした理由である。こうして「王の至上性は,不誠実な者の下で,またその者によって創始されて存在するようになったが,しかしそれは自然なものであり,自然法が定めたものであった」。「王の権力の創設は,それがいかなる者によってなされたにせよ,常に善であるのみならず衡平でもあるとみなされるがゆえに,正しきものだった」のであり,「正義の徳のみならず罪の悪もが自然法の作用に仕えることになった」という言葉は、このような意味で理解することができる(45)。

そうだとすれば、このような支配者は第一義的には暴力をもって秩序を 形成する武人である。そのことは、王を要求するイスラエルの民に対し、 神の命令に従って預言者サムエルが「あなたたちの上に君臨する王の権能 は次のとおりである。まず、あなたたちの息子を徴用する。それは戦車兵 や騎兵にして王の戦車の前を走らせ……」と言ったことを引用しているこ

<sup>(44)</sup> Ibid., pp. 80, 88, 97, 149. 前掲書, pp. 64-65, 86-87, 114, 268。

<sup>(45)</sup> Ibid., p. 81. 前掲書, pp. 64-65。

とから理解できる。あるいはまた、イスラエルの民が王を求めるという罪を犯したことに関して、それを促した他の民と同じくなるために、王によって裁かれるために、王が彼らの戦を戦うために、という3つの動機をあげ、『出エジプト記』第19章を典拠として王たる神がそれを行っていたので人間の王を求めたのは罪であり、王の威厳そのものは正しいと主張したことから、王の役割が何よりも暴力によって秩序を形成することに置かれていることが分かる<sup>(46)</sup>。王的権力の起源はこの暴力にある。そしてその機能に注目すれば、その権力を「秩序構成権力」と呼ぶことができよう。

こうしたフォーテスキューの立論のなかには、「万人の万人に対する闘争」という自然状態を脱して自己保存を実現するために、各人が自然権を相互的に放棄し、主権者にすべての権限を譲渡するとした、ホッブズの社会契約論に類似した論理構造が存在する。もちろん、そこに自然権や社会契約や主権といった近代的な概念がないことは言うまでもないが、暴力を用いる支配者によって無秩序が克服されるというモチーフは共通している。注意すべきは、このような暴力に依拠する支配者は、あくまでも原罪以後の状態のなかから出てきたものであり、原罪前から存在する共通善のための支配者とは異なることである。それについては、王の制定する王法について述べたところで、「王法は、始原となる自然法のように楽園で生まれたわけではないし、さらには理性的被造物から始まったわけでもない」のであり、「人間の本性が原罪によって汚され、始原的な無垢の純粋性が大地における異教の王の下で失われたとき、王法は突然現れた」と言っていることから明らかである(47)。

ここまできて第2の意義への答えが明らかになる。たとえ不正な王だと しても、原罪後にあって人民の上に強き者を王におき、無秩序を克服する ために王的権力を行使すること自体は自然法に適ったものであり、「神に

<sup>(46)</sup> Ibid., p. 77. 前掲書, p. 50。

<sup>(47)</sup> Ibid., p. 91. 前掲書, p. 97。

由来する |。したがって、王と被支配者の間に不均衡が生じるのは当然の こととなる。「人間社会に不均衡が存在しなかったとすれば、その社会に は秩序が存在しなかったことになる」ので、人間社会の秩序には不均衡が 必然的に含まれることになる。だから王法そのものは自然法と矛盾しない。 しかし、原罪後に立てられた人間の王は、「法の力によって王の悪行を抑 制できるいかなる者にも服することがないままで」あり、そして「すべて の人定法の拘束から解放されて、不正に行動できる | 権力をもったので、 臣民の誰かを勝手に徴用したり、財産を略奪したり、土地を自らの下僕に 与えることさえもできた。したがって、こうした王によって制定される王 法は「ある時は善をなし、しかしより多くは悪をなす」という具合に、王 の意思によって変化しうるものである。このように論じるフォーテスキュ ーは、自分の欲望に任せて権力を濫用し、臣民を圧迫する者は罰を逃れる ものではないとして、そのような権力行使を自然法に反するものとして断 罪する<sup>(48)</sup>。したがって、王法は自然法に従うべきで考えるまでもないと いうのがフォーテスキューの答えであるが、そこには王法の存立そのもの は自然法に適うものだが、王法はつねにそこから逸脱する可能性をもつと いう含意が込められている。

このような立論から、フォーテスキューの現実主義的な視点を垣間見ることができる。彼は暴力に起源をもつ王的権力は本来、それ自体何の拘束も受けないあからさまな暴力的性格をもっているとしたが、そこには暴力が政治において果たす役割についてのリアルな眼差しがある。さらに暴力をそれとして認めて理論に組み入れる思考の根には、人間をありのままに受け入れる態度がある。トマス・アクィナスは目的論的自然観を論じるなかで、目的因を第一の原因として自己実現をはかる人間の自然本性として、理性的欲求とともに自然的欲求をあげたが、フォーテスキューもまたその

<sup>(48)</sup> Ibid., pp. 83, 89, 91, 97. 前掲書, pp. 73, 91, 97, 114-5。

種の現実主義的な視線をもっていた<sup>(49)</sup>。王の暴力的起源ということもまた、現実的な話であって神話の世界の話ではない。マックス・ウェーバーによれば、「国王は、どこにおいても、第一次的には武侯」であり、「王制は、カリスマ的英雄性から生まれてくる」<sup>(50)</sup>。フォーテスキューがあくまでも狩人であり、王ではないニムロドを王国の始まりに位置づけたのは、そのことを政治理論で表現したと言えよう。王のそうした起源はまた、王国という制度のなかにも表れている。

先に指摘したように、フォーテスキューは堕罪以前に所有権はなかったとしたが、堕罪後に神がアダムに向かって「お前は顔に汗を流してパンを得る」と言った『創世記』のなかの言葉を引き合いに出し、ここから所有権が発生したとする。このことからフォーテスキューが導き出した論理は、第1に、所有権は最初に作られた自然法ではなく、自然法の「準則」によって生じたものとなり、人間にとって本質的で絶対的な法とは言えなくなること、第2に、獲得された所有権は獲得者の「汗」、すなわち労働の対価として生じたので、それを継承する者は、所有者の「汗」に関与した者、すなわち息子であるが、父親の存命中は彼自身の決定によるのでなければ、その家産が取り上げられることはないし、息子に継承されることもないこと、そして第3に、このような相続権は永続的な不動産と土地に対する所有権にのみあてはまり、永続的でない動産などにはあてはまらないこと、である(51)。

当時のイングランド法は「土地法およびそれに結びつけられた財産の観念が現在憲法ないし公法とわれわれが呼ぶものの代わりとなり、また、それの目的に役立っていた」(52)ので、王国の成り立ちは所有権と緊密に連関

<sup>(49)</sup> 柴田平三郎『トマス・アクィナスの政治思想』岩波書店, 2014年, p. 89。

<sup>(50)</sup> マックス・ウェーバー『支配の社会学』(Ⅱ), 創文社, 1962年, p. 484。

<sup>(51)</sup> J. Fortescue, De Natura Legis Nature, op. cit., pp. 138–139. 『自然法論』,前掲, pp. 268–271。

247

している。フォーテスキューがニムロドは国を所有していたと言い、その国を王国と呼んだのは、このような所有権論に基づいてである。王国はいかに暴力的な人間であろうと、彼の「汗」によってつくられた秩序によって成り立つので、彼の所有物ということになるからだ。王国は暴力的起源をもつ支配者である王の所有物である。そして王国はまた、土地と同様に相続法によって世襲できる財産の一部となる。フォーテスキューはその例証として、カインが弟を殺した最悪の人間であっても、彼が建てた国を息子たちは自然法の準則に従って相続することができたことをあげている「53」。このような王国とその継承についての考え方は、中世のイングランド法に沿うものであった「54」。ちなみに、王は彼の国王の占有権をもっていたが、王国である財産と、王国によって与えられた財産ないし使用権との間に区別があったので、臣民の支配的所有権を侵害せずに占有することが可能であった「55」。

ニムロドはこのような支配者であり、彼が王権の起源にあったとしても、しかし彼は「王には値しない」とされた。では、真の王とは一体どのような者のことを言うのだろうか。これについては、原罪以前にあった共同体の支配者は原罪以後どうなるのかを検討するなかで考えてみたい。フォーテスキューは人間の自然な属性から支配者が必要であることを述べた後、続けて「とりわけ、人間の本性を過ちに陥りがちにした原罪によって、人間の本性が損なわれて以後はそうである」と述べる。ここからこの種の支配は強化されつつ継続することが分かる。そのことは、トマス・アクィナスの言葉を引用しつつ、「無垢の状態」において、つまり原罪以前におい

<sup>(52)</sup> セオドール・F・T・プラクネット『イギリス法制史・総説篇(上)』東京大学 出版会、1959年、p.69。

<sup>(53)</sup> J. Fortescue, De Natura Legis Nature, op. cit., pp. 71-72, 149-150. 『自然法論』, 前掲. pp. 33-35, 268-271。

<sup>(54)</sup> D. Hanson, op. cit., p. 233.

<sup>(55)</sup> S. B. Chrimes, English Constitutional ideas in the Fifteenth Century, cit., p. 308.

ては、「王的統治ではなく、政治的統治が存在していた」と述べたところから明らかである<sup>(56)</sup>。このような政治的統治において行使される権力を、「王的権力」と対比して「政治的権力」と呼ぶことにしたい。

政治的権力とは、「市民の立てた法にしたがって市民を支配する」政治的支配において行使される権力である。フォーテスキューは別のところで、「王の下す個々の判決においてすべての市民の同意が欠けていることがあってはならない」とも述べている「⑤」。フォーテスキューの時代に、ましてや彼が引き合いに出したロマヌスの生きた13~14世紀に、近代的な意味での「市民」は存在していないので、市民と人民はほぼ同義であると思われる。これらのことから、政治的権力とは人民の意志に淵源をもつ権力であると言える。では、人民とは何か。フォーテスキューがアウグスティヌスの言葉を借りて、「人民とは法への合意と利益の共通性によって結合した人間の集合体」であると述べていることからすれば「⑥⑧、人民とは集合概念である。第2章において、人民には人権をもつ個々人の意志という近代的な含意はまったくなく、貴族と互換的な意味で使われることもあったというハンソンの指摘を紹介したが、それと合わせて考えれば、「人民の意志」とは政治的共同体の意志のことであり、その主体がどこにあるかは問題にならなかったと言える。

政治的権力が人民という集合体の意志に起源をもつとすれば、その機能ないし目的は何だろうか。フォーテスキューはトマスを援用しつつ、ローマの皇帝が政治的権力によっても統治したとして、その理由を「元老院によって助言を受けたから」ではなく、「皇帝権が皇帝の相続人に継承され

<sup>(56)</sup> J. Fortescue, De Natura Legis Nature, op. cit., pp. 80-81, 84. 『自然法論』,前掲, pp. 65. 76。

<sup>(57)</sup> Ibid., pp. 77, 84. 前掲書, pp. 50-51, 75。

<sup>(58)</sup> John Fortescue, De Laudibus Legum Anglie, cit., p. 30. 「イングランド法の礼賛について」, 前掲書, 第53巻・第4号, p. 56。アウグスティヌス『神の国』・『アウグスティヌス著作集』第15巻(松田禎二訳), 教文館, 1983年, p. 89.

なかった」こと、そして皇帝が「多くの人、すなわちローマ人の利益のために」支配したことに求める。前者については政治的権力が人民に発することから派生すると言えるが、後者については、権力そのものの規範的性格を規定している。王を要求する以前のイスラエルにおいて、支配者である士師たちは自分たちのためではなく、イスラエルの「共通の利益のため」に支配していたことも、そのような性格をもつものであった。この場合の政治的権力は、「人間を徳に向かって秩序立てる」という自然法に従って、共同体の善を実現するという目的をもつ権力を意味する。こうした権力は、「無垢の状態において存在する、自由人をその善あるいは共通善に向けて統治し方向づける義務」をもつ、原罪前に存在した支配者の権力と同一である(59)。したがって、政治的権力は人民に由来する権力という起源的意味と、正義を実現する権力という機能的意味の2つの意味をもつと言える。ここでは後者を「正義構成権力」と呼ぶことにしたい。

# 4. 王的支配と王的・政治的支配

前章において、フォーテスキューの支配論のなかから、機能面に着目して秩序構成権力と正義構成権力の2つの権力を析出した。ここで注意しておきたいのは、王的権力が行使されるのが王的支配で、王的権力と政治的権力が行使されるのが王的・政治的支配であることは確かだが、その内容は複合的な関係にあることだ。前述のとおり、フォーテスキューは人間集団には支配者が必要であると考えていた。それは原罪前から明らかだが、ましてや原罪後の秩序形成の論理からすれば、王の存在は自明のことであった。したがって、フォーテスキューにとって政治的支配が存在しないことはありえても、それが単独で存在することはありえなかった。そこで王

<sup>(59)</sup> J. Fortescue, De Natura Legis Nature, op. cit., pp. 77-78, 105. 『自然法論』,前掲, pp. 51, 76。

的支配と王的・政治的支配という2つの支配形態が構想されたわけだが、 では王的支配において政治的権力はなくなるのであろうか。もしなくなる とすれば、ニムロドのような暴君の専制的支配ということになるだろうが、 それを王的支配と呼んでいないことはすでに見たとおりである。支配と権 力の関係は一体どうなっているのであろうか。機能から析出した2つの権 力の点から検討してみたい。

秩序構成権力と正義構成権力の2つの機能的な意味での権力は、フォー テスキューがトマス・アクィナスの『神学大全』から取り出した2つの支 配権、すなわち、一方における原罪とともに発生したところの、「支配し ている者自身の利益と善のために他人を利用するときに生ずる一奴隷支配 のような支配権。他方における無垢の状態において存在していたところの、 「自由人を善あるいは共通善に向けて統治し方向づける」支配権に符合す る。フォーテスキューによれば、2つの支配権のうち前者は、非理性的な 者に脅しを与えて命令に従わせ、それに従わないという罪を犯した場合は 罰を与える懲罰権力(potestas puniendi)であり、アウグスティヌスが論 じた支配権と同じである。後者は共通善に向けて導く威厳(dignitas)の ことであり、アリストテレスが知的に卓越した者を支配者と呼ぶ際の支配 権と同じである(60)。この2種の支配権について、フォーテスキューは原 罪後と原罪前の違い、換言すれば王的権力に基づく支配権と政治的権力に 基づく支配権の違いと解釈する。原罪前の政治的権力に基づく支配には裁 判権力も隷属もなく. 威厳によって光り輝くだけの卓越とそれへの服従が あるだけであり、原罪後にその罪のゆえに暴力による支配が生じ、そこか ら処罰する権力が生まれたというわけである(61)。威厳による支配は政治

<sup>(60)</sup> トマス·アクィナス『神学大全』第7冊 (山田晶訳), 創文社, 1965年, p. 125。 アウグスティヌス, 前掲書, pp. 66-68。アリストテレス『政治学』(山本光雄訳), 岩波文庫, 1961年, pp. 40-43。J. Fortescue, De Natura Legis Nature, op. cit., p. 96. 『自然法論』, 前掲, p. 114。

的権力と同様に原罪後も残るので、王的・政治的支配において威厳と裁判権力ないし懲罰権力が支配権となることは分かるが、王的支配において威厳はなくなるのだろうか。

これに関して王の義務から考えてみる。それについてフォーテスキューは、「王の全権力は彼の王国の福利に差し向けられるべき」であり、福利とは「外部の者の襲撃からのその王国の防衛、ならびに内部の者による侵害と強奪からの王国住民とその財産の守護」であると述べる。また別の箇所では、「王の義務は剣によって悪人を粉砕し、善人を守って慈しむことにあり、したがって王は、戦う義務だけでなく裁く義務も有す」と述べる。要するに、王の義務は福利の実現であり、その政策の柱が「彼の人民の戦争を戦うこととその人民をもっとも正しく裁くこと」である。ここでポイントとなるのは、「人間の精神が果たすもっとも高尚なこと」とされた「裁くこと」である。622。

「裁くこと」には法と懲罰が含意されている。懲罰については、王的権力に由来することは前述のとおりであり、それゆえに「王の権威なしには法を創造することはできない」ことになる。この場合の「王の権威」とは王的権力の起源に由来する権威である。では、法とは何か。フォーテスキューはローマ法の『学説彙纂』を参照しつつ、法(jus)の語源は正義(justitia)であり、その発生源となった意味を刻印されていると述べる。続いてアリストテレスを引き合いに出し、正義と自然法は本質的に同一の善を有し、どちらも人間を徳に向かって秩序立てる役割を果たすのであり、そうした徳を完全に実行することが最高善と呼ばれる幸福であると論じる。人定法はこのような論理により、「人間社会を統一する平和と平和の絆で

<sup>(61)</sup> Ibid., pp. 106-107, 162-163. 『自然法論』,前掲, pp. 141-144, 303-305。

<sup>(62)</sup> J. Fortescue, De Laudibus Legum Anglie, cit., pp. 2, 88. 「イングランド法の礼賛について」, 前掲書, 第53巻・第4号, p. 49, 第53巻・第5号, p. 100。 J. Fortescue, Natura Legis Nature, op. cit., p. 122. 『自然法論』, 前掲, pp. 189–190。

ある愛が涵養され、保持される」ように、人間を徳へと向かわせる以外の働きをもたない。政治的権力による法の制定だけでなく、王的権力においてもこのような意味の人定法、すなわち「王法」を制定することができる。それゆえにフォーテスキューは、王は「正義」の人であり、王の職務は「立法者」として「人間が有徳になる」ことをもたらすことにあると述べる。王は正義が必要とされるときは自分自身が「生きている法」にならねばならなかった。イングランドの王は政治的権力に基づくだけでなく、このような意味での王でもあるゆえに、王は「戴冠式において彼の法を遵守することを宣誓によって義務づけられている」とフォーテスキューは論じる(63)。

これらのことから、王的支配であっても、政治的権力の機能である「正義構成権力」を王がもつことが分かる。つまり、王は懲罰権だけでなく、法を制定する威厳ももつ。威厳をもつということは、共通善に向けて導く権能と義務を有するということだ。かくして王の存在は単に秩序を形成する権力者にとどまらず、共通善を実現するところの権威的主体でもある。王が神に似ている理由はそこにある。そもそもそのような威厳は、フォーテスキューが「始原的正義」と呼ぶところの、原罪以前の神の豊かな恩寵に由来する。堕罪後に恩寵を奪われた後も、正義そのものは不変な徳として継続しているが、そうした最高善を実現する正義は誰よりも王によって担われる。「すべての人間は神に似れば似るだけ、それだけ一層善くなるのであるから、すべてを統治している神に似ている人間の統治者である王よりも、より善くあるいはより神聖な者はいない」とフォーテスキューは言う(64)。しかし、だからといって王が神に取って代わることはできない。

<sup>(63)</sup> S. Lockwood, op., cit., p. 6; J. Fortescue, Natura Legis Nature, op. cit., pp. 77, 99, 110. 『自然法論』、前掲、pp. 51, 121, 153。J. Fortescue, De Laudibus Legum Anglie, cit., p. 78. 「イングランド法の礼賛について」、前掲書、第53巻・第5号、p. 121。

<sup>(64)</sup> J. Fortescue, Natura Legis Nature, op. cit., pp. 72, 105. 『自然法論』,前揭,pp.

威厳の源は人民と呼ばれる政治的共同体にあるからだ。アリストテレスにおいて共通善は政治的動物としての人間が政治的共同体においてのみ達成できる最高善を意味し、さらに「全体は部分より先にある」ので、この共同体は個人より本源的である。トマス・アクィナスと同様にフォーテスキューもそれを受け継いでいる(65)。したがって、王と王国の関係は「結果と原因の関係」であって、「王国のために王が与えられるのであり、王のために王国が与えられるのではない」し、そしてまた「王国が消滅するよりも前に、王はあらゆる危険に自ら身を委ねなければならない」と、共同体の福利ないし善の実現が何よりも優先されることが説かれる(66)。

以上のことから、王的支配と王的・政治的支配の違いを論じることが可能になる。王的支配は王的権力に基づく支配だが、そこには政治的権力の機能である正義構成権力も含まれている。王的・政治的支配は立法を政治的権力に委ねる王的支配である。したがって、機能の点から言えば、双方とも支配に必要な要素を有している。そのことを前提にして、フォーテスキューは「王権に基づいてのみ支配している王の威厳および地位と、王権に基づき政治権力によって統治している王の威厳と地位が、これらの王達の一方を他方に優位させるのではない」と、2通りの王の権力と権能は等しく、2通りの支配形態が対等であることを述べ、続いてどちらが優位するかを決めるのは「支配している者の善と正義だけである」とする。「人民の同意により最良のやり方で制定された政治的な法は、最良の君主によりこの上なく衡平に公布された王的な法と等しい効力、さらには等しい徳をもつ」というわけだ。だから、「最良の王」が支配しているときは、「拍

<sup>35, 137&</sup>lt;sub>°</sub>

<sup>(65)</sup> アリストテレス, 前掲書, pp. 35-36。

<sup>(66)</sup> J. Fortescue, Natura Legis Nature, op. cit., pp. 72, 86, 105. 『自然法論』、前掲, pp. 35, 84, 137。J. Fortescue, De Laudibus Legum Anglie, cit., p. 88. 「イングランド法の礼賛について」、前掲書、第53巻・第5号、p. 127。

手喝采」すればよいし、ましてや「自分の財を知らない頑固で恩知らずな人民」に対しては、彼らの「頑迷さが抑制されるように」王権のみの支配にすべきと述べる。人民に発する権力はつねに正義構成権力として機能するわけではないので、人民が愚かでそれが見込めない場合は、王権がすべての権力を掌握するほうが望ましいというわけである(67)。

しかし、実際のところ、フォーテスキューは王的支配よりも政治的・王的支配を推奨している。「王的に統治する王よ、あなたの人民を政治的にも統治するようにできうる限り励め」とフォーテスキューは言う。その理由を整理すると、第1に王は「多数の人々の英知に教えられ、さらに多数の人々の賢慮に支えられて有能になる」ことにある。その例として、300人の元老院議員による助言によって大帝国を築いたローマ、民の声に耳を傾けたソロモン、そしてその反対の例として、賢者の助言を疎んじて父の王国の10以上の部族を失ったソロモンの息子レハブアムがあげられている「68」。ただ、この理由は、前述の民が愚かな時は王的権力により支配すべきという言からすれば、理論上状況に左右されるものであろう。

第2に、王的権力と政治的権力によって統治する王の法は、キリストと 祝福された者たちを支配する神の法に似ていることにある。「政治的統治 は、もしそれが無垢の状態と呼ばれる人間本性の完全な状態を言うのなら ば、王的支配に優先される」という『君主の統治について』の第2巻・第9章の言葉を、フォーテスキューは引用している。その引用箇所はトマス・アクィナスが書いたものではなく、ルッカのプトロマエウスが書いたものであることは、今日明らかになっているが、原罪前の状態がすべての 思考の基軸にあるというフォーテスキューの見方を完全に言い表しており、

<sup>(67)</sup> J. Fortescue, Natura Legis Nature, op. cit., pp 78, 87, 88. 『自然法論』,前掲,pp. 53, 84, 88。J. Fortescue, De Laudibus Legum Anglie, cit., pp. 34, 80. 「イングランド法の礼賛について」,前掲書,第53巻・第4号,p. 59,第53巻・第5号,p. 121。

<sup>(68)</sup> J. Fortescue, Natura Legis Nature, op. cit., p. 85. 『自然法論』, 前掲, p. 78。

本来は政治的権力のみによって統治されるべきであり、先に引用した「王が下す個々の判決においてすべての市民の同意が欠けることがあってはならない」という理念の根拠を示している<sup>(69)</sup>。

第3のよりリアルで政治理論において意義ある理由は、王的権力の制御 にある。フォーテスキューによれば、人は誰も罪を犯しうる。謙遜と中庸 を捨てて野望との略奪へと走ることもあれば、欲望によって放蕩や不貞に 陥る、欲望や性急な激怒によって盗みや殺人に至ることもある。こうした 罪は人間の不能から生じる。王もまた然りであり、善をなすこともあれば 悪をなすこともある。王が自分の欲望と気まぐれによって支配すれば、そ れは「民を圧迫する | 暴君である。そこでフォーテスキューは、王国の内 外の敵からの防衛と福利の実現ができる有能な王とできない無能な王の区 別をする。無能な王を機能的な側面から言えば秩序構成権力と正義構成権 力の双方とも、あるいはどちらか一方を行使できない王である。ニムロド は前者の権力しかもたない支配者だった。だから彼は暴君であった。フォ ーテスキューは自分自身の感情や欲望を制御できる王は自由で有能であり. それができない王は不自由で無能であると言う。王が無能になることを防 ぐためにも、「専制の機会を王から遠ざけるように王国の舵がとられるべ きだし、容易に専制へと陥ることができないように王の権力が制御される べき | であるとされた<sup>(70)</sup>。

このような立論のうえで、「王的に支配している王の権能は執行の点で 困難が多い」うえに、「王自身にとっても人民にとっても安全性が低い」 として、フォーテスキューは政治的権力を取り入れた支配が望ましいとす

<sup>(69)</sup> Ibid., p. 84. 前掲書, pp. 75-76。トマス・アクィナス『君主の統治について』 (柴田平三郎訳), 岩波文庫, 2009年, p. 180。

<sup>(70)</sup> J. Fortescue, Natura Legis Nature, op. cit., pp. 87-90. 『自然法論』、前掲, pp. 85, 88, 91, 94。J. Fortescue, De Laudibus Legum Anglie, cit., p. 32. 「イングランド法の礼賛について」、前掲書、第53巻・第4号、p. 58。

る。問題は権力そのものではなく「濫用する者の魂」にあり、「悪しき行動をとる」という点では、政治的権力に基づく王よりも王的権力によって支配する王のほうが自由になしうるので、前者の王は後者の王のような「自由な手綱」をもたず、容易に暴君には変身できないからである。「人民を政治的に統治することは軛ではなく自由であり、民衆のみならず王自身にとっても最大の安全であり、王の不安を少なからず軽減するものである」とフォーテスキューは述べる(71)。

このような意味でフォーテスキューが政治的権力を擁護する際、彼が念 頭に置いていたのは、15世紀にはかなりの発展を遂げていたイングランド 議会であったと思われる。不思議なことに、フォーテスキューの著作のな かに「議会」という語はあまり使われていない。I・L・ガレスピーによる と、フォーテスキューの全著作の中で「議会」という語は6回しか出てこ ない。8回も議会代表に選ばれているにもかかわらず、である。その理由 については諸説あるが、しかし彼が政治的権力の場として議会を考えてい たことは、「イングランドの実定法は君主の意思だけでなく全王国の同意 も得て制定される」と述べた後、それが賢明さに満ちている根拠を、ロー マの元老院の300人を超える人々から構成される議会が、厳格な形式と英 知をもって実定法を制定することに求めていることから明らかである。イ ングランドの実定法の制定や変更が「王国の庶民と貴族の同意なしには行 えない」と述べていることからも、議会を想定していたことが窺える。そ してその際、議会には「君主の怠慢と彼への助言者の怠惰」から、人民に 危害が加えられたり、その利益が損なわれたりすることを防ぐ役割が与え られている<sup>(72)</sup>。

<sup>(71)</sup> J. Fortescue, Natura Legis Nature, op. cit., pp. 87-89. 『自然法論』、前掲, pp. 85-87, 92。J. Fortescue, De Laudibus Legum Anglie, cit., pp. 80, 90. 「イングランド法の礼賛について」、前掲書、第53巻・第5号, pp. 121-122, 128。

<sup>(72)</sup> J. L. Gillespie, op. cit., p. 59. J. Fortescue, De Laudibus Legum Anglie, cit., p. 40.

第4の理由は、フォーテスキューが王的支配よりも政治的・王的支配を 薦める背景には、イングランドをフランスから擁護するという意図があったという、現実政治的な理由である。フォーテスキューによれば、王的権力のみによって統治するフランス国王の場合、兵士は必要な経費も支払わずに行く先々の村や都市で宿営し、食糧などの必要物資もそこで徴発する。そして村や都市は兵士の給料のために膨大な金額を支払うほかに、別の賦課金や塩や葡萄酒などの物品の献上も強要され、平民は食べることがやっとの状態に置かれている。それに対してイングランドの場合、他人の家に無断であるいは無料で宿泊することも、同意なしに財産を所有者から入手することもないし、議会において示される同意に基づく法を無視した課税や賦役はできない。それゆえにイングランドでは自分の労働によって生み出すいかなる収益も強奪されることなく享受でき、住民は裕福な暮らしを営むことができる。これが政治的権力と王的権力による統治が生み出す利点であるとされる(73)。

# 5. おわりに―国民国家論の原型

以上、フォーテスキューの支配論の分析を通して、王的支配の中心にあるのが武人の暴力に起源をもつ王的権力であり、その機能的な核となっているのが秩序構成権力であること、そして政治的支配の中心にあるのが人民という集合体に起源をもつ政治的権力であり、その機能的な核となっているのが正義構成権力であることを論じ、続いて、王的支配には正義構成権力も含まれること、そして王的支配と王的・政治的支配は権力でも機能でも対等であるが、フォーテスキューは王的支配よりも王的・政治的支配を推奨していたことを明らかにした。

<sup>「</sup>イングランド法の礼賛について」, 前掲書, 第53巻・第4号, pp. 62-63。

<sup>(73)</sup> Ibid., pp. 80-87. 前掲書. 第53巻・第5号. pp. 122-125。

王的権力と政治的権力という権力論の見地からそれを考察する場合、それは確かに抑制均衡論になっている。第3章において、フォーテスキューが王的・政治的支配を推奨した理由の3番目としてあげた王的権力の制御論に見られるように、王が欲望にまかせて暴君になる可能性を肯定しつつ、それを抑える政治的権力の役割を明示した点で、これまで多くの論者が論じたように、制限君主政論や立憲君主政論といったフォーテスキューの思想の特徴づけは正鵠を射ている。しかし、その理解では、2つの権力がまったく別個のものであることを詳細に論じた意味が汲み取れないのではないだろうか。この点で王的権力と政治的権力を二重大権として読み取ったハンソンの解釈は重大な進展であった。ハンソンはそれをイングランドの中世法学に由来するものとした。双方の起源的意味に照準すれば、おそらくそれは正しいであろう。しかし、その2つの権力が別個のものであることは、秩序構成権力と正義構成権力という機能的な権力観にまで遡ってはじめて理解できるであろう。

フォーテスキューはそのことを明確に自覚していた。それは、王がもつ 秩序構成権力は神や善とは無関係に、むしろそこからすれば悪である暴力 に起源をもち、人間が社会を形成する限りつねに存在し続けるのに対し、 人民という集合体に起源をもつ正義構成権力は、そうした秩序構成権力を 統制し抑止する作用をするが、それができずに秩序構成権力をもつ王の自 由意志に委ねられる場合があると論じたことに、もっとも明白に表れてい る。カール・シュミットの用語を使えば、国内で反乱や内戦が起こったと き、外国の侵略を受けたときといった、いわば「例外状態」においては、 政治的権力によって法を制定する時間的余裕がないうえに、軍事的事態と いう性格から言っても、支配者に決定を任せ「決断」を待つしかない。そ のような場合である。「政治的に支配している王は、彼の王国の主たる成 員の同意なしに彼の法を変えることはできないが、しかし法が欠落している場合は法の代わりをすることができる」というフォーテスキューの言は、 まさにそうした2つの権力の関係を示している(74)。

このような秩序構成権力と正義構成権力の2つの権力観から見れば、王 的権力と政治的権力の2項対立はイングランド法学を超え出て、ソクラテ スとソフィストの論争に始まる西洋政治思想の伝統に根差すものと理解す ることができる。古代ギリシア以来の多くの哲学者を立論の論拠としてあ げていることからすれば、フォーテスキュー自身がそれを強く意識してい たと思われる。この視点に立って西洋政治思想史を概観するならば、正義 構成権力観はソクラテスの後、プラトン、アリストテレス、ストア学派、 キケロなどに受け継がれ、一方、ソフィストが唱えた秩序構成権力観は、 古代末期のキリスト教思想家アウグスティヌスのなかで再生し、中世の教 会法学のなかで命脈を保ったと言える。そして双方の思考の基盤となって いたのが自然法的な思想であった。12世紀ルネサンスの後、2つの権力観 があることを示したのがトマス・アクィナスであった。しかし、彼はそこ にとどまり、2つを対峙させたり、合成したりすることはなかった。それ をしたのがフォーテスキューであった。この合成が王的・政治的支配とい う理論である。この理論の歴史的意義は、イングランドのその後の歴史的 展開のなかで明らかになる。

イングランドでは、このような秩序構成権力としての王的権力は、フォーテスキューの死後10年も経たずに戴冠したヘンリ7世に始まる絶対王政のもとで強化されることになるが、具体的には王の下での行政組織の拡大と支配の一元化となって現れた。行政組織の拡大は重商主義経済とともにすでに15世紀から始まっていたが、16世紀はそれが飛躍的に進んだ世紀であった。それを促進したのは国内外の戦争と資本主義経済の発展であった。こうした事情は大陸でも同じである。都市間の戦争が激しかったイタリアのフィレンチェで外交官も務めた思想家マキアヴェリは、1510年代に執筆

<sup>(74)</sup> I. Fortescue, De Natura Legis Nature, op. cit., p. 87. 『自然法論』. 前掲. p. 85。

された『君主論』のなかで、独自の起源をもつ権力に依拠した政治という 営みを明らかにするなかで、そのような支配者の権力装置を「国家 stato」 と呼び、その後、権力機構と認識される行政組織は「国家」と呼ばれるこ とになる。1532年に『君主論』が刊行されてから半世紀近く経った1576年、 ユグノー戦争の真只中でフランスの政治的統一を求めるジャン・ボダンは 『国家論』を刊行し、国家の「絶対的かつ恒久的な権力」である主権を説 いた。主権という概念の意義は、王的権力において王という人格と結びつ いていた秩序構成権力を王から切り離し、国家という権力機構に帰属させ たことにある。20世紀になってフリードリッヒ・マイネッケが説いた「国 家理性」も、このような権力論的国家観の延長にある。

一方、正義構成権力である政治的権力についてはどうか。イングランド では16世紀の絶対王政期においても、それの起源となった人民という集合 体は議会を通じて一定の権力を行使し続けた。その頃のイングランドは国 家機構を整備しつつ、内乱の危機を何度も乗り越えながら国家統合を推し 進めていた。そしてそれと表裏の関係で、国内の人民のなかに共同体意識 が芽生えるようになっていた。その背景にあったのは、バラ戦争によって 多くの貴族の家系が途絶えたこと、資本主義の発展により力をつけたジェ ントリ階級が、社会の流動化を進めるとともに政治に参加するようになっ たこと、そして何より宗教改革が招いたローマ教会やカトリック諸国との 敵対により、内部の結束をはかる必要があったことである。このような状 況のなか、16世紀後半に「国民 nation」という言葉が今日的な意味で用い られるようになる。それは「人権」や「人民主権」といった近代民主主義 の基礎となる言葉が政治的用語として登場する市民革命の前であった。そ れの早期の例がエリザベス女王の議会演説であったことから分かるように. 国民とは権力機構としての国家に対応する権力主体としての集合体であり. 政治的権力の起源となる「人民」の発展型である(75)。

以上より、国民国家とは、秩序構成権力が国家という統治機構に集約さ

れ、正義構成権力が国民という集合体に担われる政治形態を意味するとすれば、国家と国民が結合した国民国家の原型は16世紀のイングランドに出現し、そしてそれの理論的原型は、フォーテスキューの王的・政治的支配という概念のなかに見い出すことができると言えよう。

しかし、国民国家(nation state)という言葉はイングランドではあまり使われなかった。フランスのように国家と国民を分節化し、国家主権や国民主権といった言葉で政治を論じるのはかなり後のことである。最後にその点についてふれておきたい。イングランドでは、15世紀からラテン語res publica の訳語であるコモンウェルス(common-wealth)という語が広まるようになっていた。res publica は古代ギリシアの politeia に由来する語であり、politeia はポリス(polis)の運営を意味した。アリストテレスにおいて、ポリスは単なる都市国家や統治形態という制度的意味を超えて、共通善を実現する政治的共同体の意味をもっており、res publica やコモンウェルスもそのような意味合いを受け継いでいた。この国家と国民を含み込む政治体を示すコモンウェルスという語が使われ続けたことが、国民国家という語が使われなかった理由の一つである。

さらに、「議会における国王」という政治理念が16世紀あたりから浸透するようになっていたことも理由の一つである。それはウォルター・バジョットが「諸権力の融合(fusion of powers)」と呼ぶような、執行権と立法権が混ざり合う統治形態のことであり、王の統治権を議会によって一定程度拘束する長い歴史の結果として生じた、イングランドに独特な政治様式である。17世紀に国王と議会が対立するまで、それは文字通り「諸権力の融合」として機能し、フォーテスキューもまたそこに対立関係を見い出す視点をもっていなかった。多くの論者がそこにフォーテスキューの中世

<sup>(75)</sup> 拙稿「16世紀イングランドにおけるナショナリズムの萌芽――ライア・グリーンフェルドの研究をめぐる一考察」・『法学研究』(慶應義塾大学法学研究会), 第84 巻・第2号, 2011年。

#### 262 専修法学論集 第126号

的思考の限界があると指摘するのは、もっともなことである。ただし、 「議会における国王」という原則はそれ自体に民主的な原理を含み持つので、市民革命の後もその原理を保ちつつ、民主主義を漸次的に実現する基盤になった。フォーテスキューの理論に基づいて言えば、そうした民主化の進展は、秩序構成権力が国王から国家という統治機構に移行するのに合わせて、正義構成権力が国王から国民へと移っていくプロセスを意味した。